

## 一般財団法人日本建築センター 試験業務方法書

### 1. 適用の範囲

本業務方法書は、評価方法基準（平成 1 3 年国土交通省告示 1 3 4 7 号）第 5 の 1 から 9 ま  
でに規定される性能表示事項それぞれの評価事項に該当し、かつ、それぞれの評価基準に定め  
のない特別評価方法認定のための試験に適用する。

### 2. 試験のための図書等

#### (1) 図書

「試験申請書」のほか、次の事項を記載した図書の提出を求めることとする。なお、図書  
の作成は、別に定める申請要領によることとする。

- ①特別評価方法により代えられる評価方法基準の部分
- ②特別評価方法の内容
- ③特別評価方法の妥当性の根拠

#### (2) その他

(1)に掲げる図書のみでは妥当性の判断が困難な場合、当該特別評価方法に係る実物又は試  
験体その他これに類するものの提出を求めることができることとする。

### 3. 試験方法

#### (1) 実施方法

- ①試験員は、2 に定める図書を用い、(2)に示す試験方法により試験（審査）する。
- ②試験員は、図書の説明を申請者に要求できることとする。

#### (2) 試験方法

当該特別評価方法に係る性能表示事項の評価事項に照らして適合している、あるいは評価  
基準と同等であることを試験（審査）する。なお、試験ガイドラインが定められている場合  
は、これに基づいて試験（審査）する。

### 4. 試験の結果の証明書に記載する事項

- (1) 番号
- (2) 完了年月日
- (3) 申請者名（会社名、代表者名）
- (4) 登録試験機関の名称
- (5) 当該試験に基づき認定を受けようとする特別評価方法の名称
- (6) 試験の申請者の氏名又は名称及び住所
- (7) 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能評価表示事項
- (8) 当該特別評価方法によって代えられる評価方法基準の部分
- (9) 試験の区分（特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法の別）
- (10) 当該特別評価方法の内容
- (11) 試験員の氏名
- (12) 試験の結果（当該特別評価方法の妥当性の根拠等）
- (13) その他審査過程で試験の結果の証明書に記載が必要と考えられる事項